

毎週火、金曜日発行（但休日当る）は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- 保安林の指定予定
- 森林法第百八十九条に基づく告示
- 米飯提供業者の登録
- 漁業法の規定による司法警察員の任命及び解任
- 土地配分計画の告示
- 土地改良事業計画書の縦覧
- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の設立認可
- 建設業者の登録
- 漁業法の規定による漁業監督吏員の任命及び解任

告示

鳥取県告示第五百四十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 岩美郡岩美町大字荒金字上才ノ木六八二（次の図に示す部分に限る。）、福部村大字久志羅字榎山七〇六（次の図に示す部分に限る。）、鳥取市双六原字外輪谷四六一（次の図に示す部分に限る。）、気高郡鹿野町大字未用字鬼入道二、二〇五及び二、二〇九ノ二（次の図に示す部分に限る。）、大字河内字河原谷山四、二〇四、字尾山四、〇七八、八頭郡智頭町大字市瀬字円城谷三、一八五ノ二、三、一八六ノ二、三、一八七ノ二、三、一八八、三、一九二及び三、一九一ノ一（次の図に示す部分に限る。）、東伯郡東郷町大字別所

字割谷九二六ノ二（次の図に示す部分に限る。）、関金町大字山口字白木一、一六三ノ二五、字白水奥一、一八一、一、一八七、一、一九四ノ一、大字野添字木戸坂四三六（次の図に示す部分に限る。）及び四三七ノ一、四三八所在の森林

指定の目的 土砂流出防備

施業要件 択伐

申請者住所氏名 認定

二 気高郡青谷町大字紙屋字船尾六一四ノ一（次の図に示す部分に限る。）、八頭郡若桜町大字小船字大將軍一、二二五、一、二二五ノ一、一、二二六、一、二二七、一、二二八、東伯郡三朝町大字坂本字葛野四六〇（次の図に示す部分に限る。）、日野郡溝口町大坂字下モ林三七七ノ一、三七八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）及び三七九、字深山二二二、字仏籠二三四、二三八、二三九及び二四三（次の図に示す部分に限る。）、江府町大字下蚊屋字坂尻三八ノ一（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 土砂崩壊防備

施業要件 択伐

申請者住所氏名 認定

（「次の図」は省略し、その関係図面を鳥取県農林部林務課及び当該保安林所在役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十一号

次の森林を昭和三十六年九月四日付三六林野治第七四〇号により保安林予定森林にする旨、農林大臣より通知を受けたが、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づく通知は、森林所有者のうち、所在並びに氏名が不明なものがあるので、同法第八十九条の規定により揭示したから、同条により告示する。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

森林の所在場所 東伯郡三朝町大字坂本字葛野四六〇

鳥取県告示第五百四十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十六年九月十八日次のおり米飯提供者の登録をした。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

五四八 立 正嘉 山陰合同銀行健康保険組合 松江市白濁本町一八 日野郡溝口町榊水原一、〇六九ノ五二

鳥取県告示第五百四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第五項の規定による司法警察員を次のように任命又は解任した。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

任命

司法警察員証番号 氏 名 職 名 勤務所 任命年月日 期 間

五五四 勝間 弘治 鳥取県 水産課 昭和三十六年七月十六日から 昭和三十七年三月三十一日まで

技術吏員

00456

鳥取市 (浜坂)	鳥取	浜坂	八六〇〇	既増反者 (八口)	八戸	
賀野村	西伯	会見	一、四〇	〃	(一口)	一戸
小浜	東伯	泊	五、一三	〃	(五口)	五戸
山郷村	八頭	智頭	一、二六	〃	(一口)	一戸
上私都村	〃	郡家	二、一〇	〃	(二口)	二戸
立木 笠良原	日野	江府	一、九〇	〃	(一口)	一戸
		御机	(三、六)	承継入植	(一口)	一戸
土地計			一〇八、一〇〇	新規入植	(三七口)	一〇戸
			反	承継入植	(二四口)	八戸
			三、三〇〇	既加入者	(四五口)	四二戸
			反	既加入者	(四口)	二団体
			一、一六、五〇〇	追加配分	(三二口)	三二戸
			反	追加配分	(三二口)	三二戸
立木計			一、九〇	計立	木(一口)	一戸
			九、〇		(二四三口)	九二戸
					(実戸数)	

00457

鳥取県告示第五百四十五号

昭和三十六年五月十二日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(区画整理)事業については、審査の結果、その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年九月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間
昭和三十六年九月二十六日から二十日間とする。

二 縦覧場所
東伯郡羽合町 羽合土地改良区事務所

鳥取県告示第五百四十六号

大灘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(暗渠排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年九月四日認可した。

昭和三十六年九月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十七号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年九月四日認可した。

昭和三十六年九月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十八号

鳥取市桂見森本健太郎ほか十四人の者から申請のあつた西桂見土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律

第九十五号)第十条の規定により、昭和三十六年九月十一日成立した。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録(と)第七六六号

昭三六、九、二一

布哇建設

主たる営業所所在地 東伯郡北条町江北七三八

申請者氏名 石井 武雄 土木工事

第七六七号

協栄緑成工業

米子市奥谷四五九

佐藤 太昭

鳥取県告示第五百五十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録(と)第三九五号	昭三六、九、一四	中田組	八頭郡郡家町大字万代寺	中田 金松	土木工事

鳥取県告示第五百五十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第一項による漁業監督吏員を次のように任命又は解任した。

昭和三十六年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

任命	漁業監督吏員証番号	氏名	職名	勤務所	任命年月日
	三〇	勝間 弘治	鳥取県技術吏員	水産課	昭和三十六年七月十六日

解任	漁業監督吏員証番号	氏名	職名	勤務所	解任年月日
	二八	吉田 午郎			昭和三十六年七月十五日